

## 裁判員等経験者との意見交換会議事録

### 1 開催日時等

(1) 日 時 平成30年10月25日(木) 午後2時10分から午後4時35分まで

(2) 場 所 宮崎地方裁判所大会議室

### 2 出席者

裁判員等経験者 7名

宮崎地方裁判所裁判官(司会者) 岡 崎 忠 之

宮崎地方裁判所裁判官 下 山 洋 司

宮崎地方検察庁検察官 守 屋 和 彦

宮崎県弁護士会所属弁護士 前 田 裕 司

### 3 意見交換の内容

別紙のとおり

別紙

※裁判員等経験者を「裁判員等経験者1」等と表示する。

○司会者

宮崎地裁刑事部の岡崎でございます。みなさんお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私のほうで司会をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、裁判員等経験者の方以外の法曹三者の参加者の方から、最初に自己紹介を兼ねて、一言ずつお願いできればと思っております。それでは、守屋検察官からお願いいたします。

○検察官

宮崎地検検事の守屋と申します。私は今年の4月から宮崎に参りまして、4月以降、今日取り扱われる事件の中で2件、裁判員裁判を担当させていただきました。今日はみなさんの忌憚のない御意見を伺いまして、今後の執務の参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会者

ありがとうございます。前田弁護士お願いいたします。

○弁護士

弁護士の前田でございます。私は裁判員裁判の制度設計の段階から、弁護士会の弁護士という立場でかかわってまいりました。また、裁判員裁判は3年後に見直しが行われたんですが、その議論にもかかわってまいりまして、裁判員裁判には強い関心を持ちまして、1年に1回くらいのペースですから、それほど多くはないんですが、実際の裁判にもかかわってまいりました。裁判員裁判は、裁判員等のみなさまの見識に支えられながら、何とか10年やってきたというのが、率直なところでして、今日も今後の裁判員裁判のよりよい方向への建設的な御意見をぜひ伺いたいと思って、参加しております。

○司会者

下山裁判官お願いいたします。

## ○裁判官

宮崎地裁刑事部裁判官の下山でございます。本日は裁判員等経験者のみなさまの貴重な御経験を伺えるということで楽しみにしてまいりました。我々裁判所も、裁判員裁判の充実した審理・評議ということで努力しておりますけれども、まだまだ至らない点も多数あるかと思えます。本日は制度のよりよい運用，発展のために、ぜひみなさまの忌憚のない御意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

## ○司会者

以上の3名の方につきましては、裁判員等経験者のみなさまから御質問があればお答えいただけたらと思っておりますし、逆に3名の方から、経験者のみなさまに質問などをさせていただくこともあろうかと思えます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、さっそく意見交換事項に入ってまいりたいと思えます。裁判員裁判に参加していただいたの全体的な感想などのほか、選任手続を含む審理日程，あるいは公判審理，それから評議に関する話題事項など，順次取り上げて，改善点やお気付きの点などを伺ってまいりたいと思っております。どうぞ，忌憚のない御意見を賜ればと思っております。なお，これから経験者のみなさまに御発言をお願いする際には，1番の方など，番号で呼ばさせていただきますので，御了承いただければと思えます。

それではまず，1番目の意見交換事項から入ってまいりたいと思えます。まず，最初にみなさまに，裁判員裁判に参加されての，全般的な感想，あるいは御印象についてお聞きいたします。1番の方から順番にお尋ねいたしますので，冒頭に，どのような事件を担当されたのか，簡単に触れていただいた上で，参加する前の裁判員裁判の印象，あるいは参加した後での考え方などに変化があったかどうか，そういった点も含めまして，全体的な感想や印象など，どのようなことでも結構でございますので伺わせていただければと思えます。では，1番の方からお願いします。

○裁判員等経験者 1

私は、現住建造物等放火と窃盗の事件で裁判員として参加をさせていただきました。参加する前は、全然イメージが湧かずにどんなものなのかという不安を抱えながらの参加となったんですけれども、実際参加した後で、やはりニュースで取り上げられているいろいろな事件等に関する関心の持ち方が自分でもがらっと変わったのがよくわかった経験となりました。

○司会者

実際に、事件を経験されて、身近に感じられるようになったと、そんな御印象でしょうかね。

○裁判員等経験者 1

そうですね。

○司会者

はい。ありがとうございます。では、2番の方お願いします。

○裁判員等経験者 2

宮崎市内の放火の事件について、裁判員として参加させていただきました。まず、大きな印象としまして、案件がこれって決まる前に選任されたということに対しまして、正直、何も知らないし、私に何ができるんだろうっていう不安はありました。ですけども、実際こういう形で参加させていただいたっていうことで、プロの意見のサポートもいただき、決して何か理解ができたわけでもなかったんですけども、経験上、そして一個人の意見っていうのを述べていくといったことが、非常に大事なことだっていう印象はありました。実際参加させていただいた後なんですけども、極端にニュースを見るようになりました。実際に法廷が出る、判決がっていう音声テレビから流れると、ふっと反応するようになったりという面で、今回こういう形で参加させていただいたっていうことは、自分の中で非常に社会的に、非常に大きな意味があったと思っております。

○司会者

ありがとうございます。では3番の方をお願いします。

○裁判員等経験者3

私は殺人事件の裁判員裁判に参加させていただきました。正直本当に、申しわけないんですけど、最初に、この名簿に登録されたっていうふうに、裁判所のほうから通知が来たときに、裁判員制度って今あるんだっていう、それが続いていたっていうことに最初驚いたっていうこととともに、詐欺なんじゃないかなっていうふうに思ってしまって、2回目に該当裁判がありますっていうふうに通知が来たときに、これ詐欺じゃないのかもって思ってしまったのが、本当に率直な意見です。周りにこの経験をしたっていう人がいなかったっていうことがあったので、多分そういうふうに思ったのかなって自分では思います。実際に、仕事場の協力も得て、裁判員制度に参加させていただいたんですけども、2番の方とか言っておられましたけど、自分がかかわったからこそ、終わった後にニュースでも見るようになりましたし、いろんな人がいるんだっていうふうに自分の中でも考え方が変わっていったのかなと思います。

○司会者

ありがとうございます。では、4番の方をお願いします。

○裁判員等経験者4

私は現住建造物等放火の事件に参加させていただきました。まず、言葉で言うと、何で自分が選任されてしまったんだろうと、当日最初伺った日には思いました。本当に最後まで自分で務まるのだろうかという不安もものすごく感じて、臨んだという形が始まりです。ただ、実際に裁判が始まる前に、裁判所の法廷の中を見学させていただきました。そのときに、自分の席に座って、かつ、裁判官の方が被告人席に座っていただいて、私たちが一言ずつでも質問しようとか、声を発してみようという機会を与えていただきました。そのときに雰囲気的なものを見ることができたので、実際に裁判が始まったら落ち着いて弁護人の方、検察官の方、被告人の方が言われたことなどが、じっくりと聞き取ることができたと思います。それがなかつ

たら、ちょっと、入った時点でどうしたらいいんだろう、だっただろうと思います。

あと、この裁判員に選任されなければ、絶対経験することのない経験をたくさんさせていただきました。最初に言ったとおり、「しまった」が「経験させていただけた」という形にどんどん変わっていきました。ほんの数日間だったんですけど、本当に非常に貴重な経験をすることができました。家族内で、言えること言えないことがあるんですけども、言えることは話して、あと、ニュースなんかを見ていて、この場所だったんだということで、裁判所のことなんかが出ると話をしたりしていて、最近では裁判がちょっと身近になったのかなと、言葉的にはまずいかもしませんが。あと、家族では、今度は傍聴席のほうから裁判のほうを見せていただいてという形もとってみたいと思うようになってきました。

○司会者

ありがとうございます。では5番の方お願いします。

○裁判員等経験者5

自分が担当した事件は、宮崎市内のど真ん中で起こった、非常に残忍な殺人事件、もう一つが窃盗、このダブルが、自分の担当でした。小学校のころにあそこはよく前を通ったなという思いもありまして、正直、この平和な、静かな宮崎で、そのど真ん中で、こんなことが起きるのかと。そして、それがたまたま自分に裁判員裁判で来るのかということで、恐らく私の人生で3本の指に入るくらいの衝撃的な出来事だと思います。これを経験しましてから、リスク管理が強くなったのと、いろいろな報道で見ます限り、自分が当事者意識を持つと、自分だったらどう考えるかなという意識を強く、ものすごく強く持つようになりました。その点では、裁判員裁判に参加して自分の従来の考えと違いますか、それよりもっと幅ができた、学校で習うより、もっともっという勉強をしたというふうに思っております。もう一つ、最初の裁判所の印象は、大変みなさん親切で、丁寧だなということを感じました。自分たちが入っていくところ、案内していただくところ、それから、説明していただくところ。一から十まで本当に丁寧に親切にやっていただきまして。例えば、冷

たいとか、縁がないとかいう印象は全然違うなど、温かいところだなというような印象を持ちました。

○司会者

ありがとうございます。では6番の方お願いします。

○裁判員等経験者6

私が担当したのは傷害致死の事件なんですけれども、一通り裁判員制度に参加して思ったのが、よかったなっていうのが第一印象でした。参加させていただいてよかったなっていうところが一番大きなところですよ。始める前までは、みなさんと一緒に多分戸惑いもすごくあったり、何も知識もない自分がどういうふうに被告人だったりの、これからの人生を左右するであろう判決っていうところにかかわるのかっていうところも、ちょっと自信がなかったんですけど、裁判員のすばらしい仲間に出会えたことと、あとは裁判所のみなさまの、5番の方もおっしゃっていたんですけど、お気遣いだったりとか、そういうところでもすごく意見を出しやすい空気を作ってくださって、満足いくまで審理をさせていただいて、判決を出せたっていうところに、自分としての今後の人生の糧になったりとか、それこそ価値観の変化だったり、ちまたで起きている事件を見ながら、みなさんこういうふうにかかわりながら仕事をされていて、この方の人生を、よりよい方向に少しでも持っていくために努力されているんだなということを感じながら、またそれを人に伝えながら、私がしてきたすてきな体験というところをみなさんに伝えたいなと思いながら、今、日々生活をしているところです。また、裁判所というところがすごく高い壁だったんですけど、自分の中で敷居が低くなったというか、私たちも率直に国民の一人として、こういうところに参加しながら、書籍でも何でも積極的に関心を持っていかなければいけないんだろうなというところは経験を通して、強く感じたところではあります。

○司会者

ありがとうございます。それでは、7番の方お願いします。

#### ○裁判員等経験者 7

私、6番の方と一緒に、傷害致死事件の裁判に参加させていただきました。まず感想から、結論を言いますと、裁判員制度の、私の場合は補充裁判員だったんですが、参加できてよかったなど、これが結論です。というのは、裁判所からいろいろ資料を送ってきたんですけれども、裁判員制度に選ばれた人たちのアンケートのパーセントですか、非常によかったと、参加してよかったというような意見が結構多かったのですが、本当だろうかというような、内心ですね、思ったところがあったんですけれども、実際裁判を進めていくうちに、非常に自分が経験したことのないことがどんどん身に付いてきたというか、価値観も変わってきました。実際参加されている方の名前とかそういうのは全然わからないんですけれども、意見交換していくうちに親しくなれるような感じで、経験したことに対して非常によかったなどというのが率直な感想です。さっきも言われましたけれども、裁判所ってというのは、裁判所に来てから、門を出るまで頭を下げて送り出してくれる、そういう格好で、非常に丁寧で親切だったと感じています。私は県北から来たんですけれども、裁判所の時間というのがありますが、それに遅れないようにってということで、結構早めに出たりもしたんですけれども、40分とか1時間くらい余裕を持って裁判所に入るようには心がけていました。非常に簡単ですけれども、ありがとうございました。

#### ○司会者

ありがとうございました。それでは具体的な意見交換事項のほうに入ってまいりたいと思います。まず、選任手続と公判期日の入れ方についてということで、意見交換事項を設けさせていただいております。できるだけ多くの方に裁判員、補充裁判員として参加していただけるようにするという観点からの意見交換事項でございます。裁判所としても重要な課題と考えているところでございます。

まず、一つ目としましては、選任手続を終わったその日から審理を行うほうがよいのか、それとも選任手続はそこで終わって、翌日以降に審理を行うほうがよいのかといった点について、御意見をお聞かせいただければと思っております。本日出



席していただいた経験者の方の中には、選任手続が行われた日の午後にそのまま審理が始まった日程の方と、翌日以降に審理がスタートした方といらっしゃるかと思います。裁判所に来ていただく日を少しでも少なくするという意味では、同じ日に行ったほうがいいのかということも考える一方で、選任されてからお仕事のスケジュールなんかも調整されるという必要がある方にとっては、別の日しておくほうが都合がよいという面もあるのかなと、もちろんその辺はどちらがいいのかなと悩みながら、審理スケジュールを決めているところでございます。そういったあたり、選任手続を行った日に審理を行うほうがよいのか、それとも翌日以降に行うほうがよいのかといった点は、実際の御経験も踏まえて、どんな御印象かといったあたりをお聞かせいただければと思います。1番の方からいかがでしょうか。

○裁判員等経験者1

私の場合は、選任手続が終わって、翌日以降からの審理だったんですけども、あらかじめこの日からこの日までと決められた日にちがありましたので、特別日程調整とかも、あらかじめ伝えておりましたので、それが事前にわかっているのであれば、審理を、選任手続が終わった後やってもいいのかなっていうのは思いました。

○司会者

わかりました。ありがとうございます。2番の方、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者2

選任手続が終わって、その日の午後から実際、審理のほうが始まったんですけど、私の場合はですね。実際、終わってみて思ったのが、当日でよかったなって思っています。実際社会人ですので、みなさん、各々仕事上の関係等で日程調整等あるかと思えますけども、実際選任手続に参加した時点で、勤務調整のほうを一つしているところと、裁判所側のスケジュール作成、これも公判の日程なんかも逆算して、非常に大変な思いでスケジュールを組んでいらっしゃるんだろうなというところも踏まえて、会社のほうも、そういった国の参加する行政関係には理解があったもので、当日から始まったということは、スケジュール的にもよかったんじゃない

ないかなと思います。

○司会者

選ばれたとか、不安な状態で、午前中いろいろなことを説明されて、午後一くらいからすぐに審理が始まってしまうというので、情報が過多になるというか、多くなりすぎちゃって、少し余裕がなかったとか、そういう面は大丈夫でしたでしょうか。

○裁判員等経験者2

はい、そういった面も、何もかもが初めてのことだったので、実際その午後からもう本番なんだっていうのはありましたけども、実際、そのときは頭の中が考えることでいっぱいだったんですけども、終わってみれば、当日でよかったなって思える流れでした。

○司会者

ありがとうございました。3番の方いかがでしょうか。

○裁判員等経験者3

私も、選任手続が終わって、その午後から本審理に入っていくという日程でかわらせていただいたんですけども、選任手続に、自分が選ばれないだろうという思いで来ていたので、いざ選ばれて、選ばれたんだっていう衝撃があったんで、とりあえず帰って落ち着こうと思っていた矢先に、あ、もう開廷なんですかっていう感じだったので、すごく衝撃が強かったっていうのがあるんですけども。全体的に終わって、でも、スケジュールをちょっと短くしていただいているっていうことに関してもすごくよかったのかなと思います。ちょっと、心の整理をする時間が、休憩を挟んでいたんで、その間で職場に報告したりとかはあったんですけど、衝撃が大きかったっていうところは正直ありました。

○司会者

仮に同じ日にやるとしても、もう少し休憩や、何か、じっくりあったほうがもうちょっとよかったかなっていう感じはありましたか。

○裁判員等経験者 3

でも多分、時間調整が難しいのかなって思うんですよね。裁判所の関係もあると思いますし、この時間までに終わらないといけないというところもあると思うので、一概にそれは言えないんですけど。

○司会者

わかりました。ありがとうございます。一通りお伺いできればと思っております。4番の方いかがでしょうか。

○裁判員等経験者 4

自分も選任手続が終わった日から審理が行われました。私は、そのほうがよかったなと思っています。勤務先のほうには裁判所のほうから、事前に文書をいただいていたので、こういう形にならないとは思いますが、万一のときは電話入れますねということで、やっぱり選出されましたという報告だけで済んだことと、あと、書き留めるといったこともあったのかもしれないけど、自分の場合は、最終日まで、相当集中して、頭の中で考え込んでしまっていたので、逆にその期間、回数とか変えてしまうことによって、いろいろなことを勝手に考え込んでいたかもしれません。そうするとその日も、ある程度の流れであったりとか、内容等々が話できたので、本当は家に帰らずホテルに泊まろうかと思ったこともあったんですけど、そんなこともなく、私はそういうふうに感じました。

○司会者

早く中身に入りたいかったと、そういうことなんでしょうね。ありがとうございます。5番の方いかがでしょうか。

○裁判員等経験者 5

私も、選任手続が終わってその日から審理がありました。私はそのほうがずっと入れてよかったというふうに思っています。ただ、素朴な疑問として、選任手続の会場に行ったときにびっくりしたんです。こんなにいっぱいいるのと。こんなにいっぱいいて、それからまた抽選するのと。あんなにいっぱい、本当に、失礼ですけ

ど、いるのかなと思ったんです。おそらく相当な数いたその中で、だから実際自分が素朴に思ったのは、そんなにいっぱい呼ぶ必要があるんだろうかという、素朴な疑問を持ちました。

○司会者

5番の方の事件の場合は、事件の内容から、ひょっとしたら、選任手続に来ていただいてもその場で辞退をされる方がいるのかなということ想定しておりまして、ほかの事件の方の場合よりちょっと多い人数を選定して呼び出させていただいているというところがあります。大体20名から25名くらいの間で当日来ていただいています。多分、5番の方の場合は、それよりちょっと数が多かったのかなと思います。

○裁判員等経験者5

はい。

○司会者

6番の方いかがでしょうか。

○裁判員等経験者6

私も選任手続後に、午後から審理を始めたんですけども、それは別によかったのかなと。一回家に帰るところもあるんでしょうけど、家に帰るといろいろ調べると思うんですね。いろんな事前情報が入ると多分、自分の中で審理が、もしかしたら真っ白な気持ちで行ったほうが、新しい情報をみんなで聞きながら、みんな意見交換をしていったほうが、変な知識が入るよりかはいいのかなとも思いつつ、心の問題っていうのもあるんでしょうけど、みんな一緒なので、みんな戸惑いながら、わあわあ言いながら、ある程度一致団結できたのかなと、そう思います。あとは、職場のほうには選任手続の連絡が来た時点で、最悪1週間くらい仕事は抜けますというところで、事前に調整はできていたっていうのと、職場の理解も得られていたので大丈夫でした。報告も昼の休憩がありましたので、連絡を取っていいということだったので、特に支障もなく、あとは遠距離の方のことを考えると、午

前中だけ来て、帰って、また次の日から来るってなると交通費の問題だったりとか、多分、年齢もさまざまだと思うので、そういう意味では来てすぐに、一日でも早く終わらせるっていう考えでいくと、近ければ帰ればいいですけど、遠いとなかなか行き帰りが大変なのかなと、話を聞く中で思ったので、当日でも全然いいのかなと思っています。

○司会者

ありがとうございました。最後になりました、7番の方。

○裁判員等経験者7

私の場合は、妻と二人でこっちのほうに来ていたんですよ。選任の手続が午前中で終わったら宮崎のほうで昼から買い物でもしようかというようなことで二人で来ていたんです。というのは、裁判所から、選ばれたら、裁判がいきなり始まります、といったことが書いてなかったんです、用紙みたいなやつに。だから、抽選が終わったらすぐ、当日は帰れるもんだと思って来ていたもんですから、妻に、今は携帯があるからすぐ連絡をとれるんですけども、「選ばれてしまったよ、今から夕方の何時までいろいろあるんだよ」というような連絡を取ってですね、その間は妻は別のところで待ってもらったんですけども、そこら辺の不親切さもあるんじゃないかなとは思いました。最初からそれであれば、午後から、選ばれた人は裁判がありますよといったようなことが書いてあってくれば、一人で来たはずなんですけれども、それが書いてなかったばかりに私の場合は二人で来てしまって、参ったなというところがありました。

○司会者

申し訳ありませんでした。7番の方の御指摘があって、その辺がわかりにくくなっていたので、よりきちんと明記するように書面を改めているところです。どうもありがとうございました。

基本的には同じ日に始めてしまったほうが、短いほうがいいんじゃないかという御意見のほうが多いと承りました。ありがとうございました。

公判期日の入れ方の関係につきましては、審理期間の長い短い、といったあたりについても意見を承れればと思っております。この程度の事件であれば、もう少し短い審理期間でもできたんじゃないとか、逆にもう少し時間をかけて余裕を持った審理スケジュールでやりたかったとか、そういった審理の長い、短い、そこら辺はどのような印象かといったところをお伺いできればと思います。1番の方いかがでしょうか。

○裁判員等経験者1

私の場合は、間に1日、決まっていた日がなくなったということがあったので、それを踏まえると短くもできるのかなっていう印象はありました。

○司会者

もう少し短い期間でもよかったのかなっていう感じでしょうかね。確かに被告人の体調の問題があって、1番の方の事件は若干ゆったりめにスケジュールを組んでいたところだったかなと思います。ありがとうございました。

2番の方、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者2

適正な審理期間っていうのは具体的に何日間とかいうのは全然わからないんですけども、実質その審理に対して全員で意見を出せたこと、あと方向性が定まったとかそういう面でもやっぱり短かすぎても、後々やっぱりこうだったかなって後悔するところもあると思うし、長すぎたら長すぎたでだらだらになって、話が結局あっちこっちになったなっていうところもあると思うんです。だからその点に関しては短い、長いというよりも、きっちり話し合いがまとまればっていう期間が一番いいと思うので、適材適所といいますか、その進行度合いでもまた日にちが変わっても、それはまた、その件に対してちゃんと全員で向き合っているっていう面では期間は別にそうこだわらなくてもいいのではないかなっていう意見です。

○司会者

ありがとうございます。

3 番の方いかがでしょうか。

○裁判員等経験者 3

私は 4 日間参加させていただきました。意見をみんなそれぞれ言って、それをその中で話し合っって一つの意見を出すっていう期間に関しては 4 日間でもよかったんじゃないかなってすごく思います。

○司会者

ありがとうございます。

4 番の方、お願いします。

○裁判員等経験者 4

私もちょうど適正であったと思いました。自分が議論を交わすこともできましたし、逆にそれが延びて翌週までいくっていうことになるとうどうだろうと思いますし、長すぎても今度は私たちほとんどの方が、仕事というものを持っていると思うので、ちょうどいろいろと話し合うこともできたし、ぎりぎり仕事のほうも何とかカバーしていただけたなと思います。

○司会者

1 週間ぐらいなら何とか仕事のカバーできるけど、2 週間とかそれ以上になるとちょっと支障が出てくることになるということですね。ありがとうございます。

5 番の方いかがでしょうか。

○裁判員等経験者 5

結果で見れば、私はこれで満足と思います。それが 1 週間やったからいいのかどうか、じゃあ 3 日だったらいいいのかと。あの日程で私は正解だと思います。

○司会者

6 番の方お願いします。

○裁判員等経験者 6

私の場合は審理期間というところがトータルで 5 日間だったんですけど、続けて 5 日間ではなくて、飛び飛びで週末を越したりとか、1 日空いたりとか、中日があ

ったりとかってスケジュールだったので、逆に仕事の面でいえば丸1日何もない、審理がない日があったのでそういう1日に仕事をちょっとこなしたりとか、週末ちょっと頭の整理をしたりとかっていうことができたので、今思えばその期間でよかったのかなっていうところと、期間中にやっぱりみなさんおっしゃったように、審理期間の間にみなさんと納得がいく審理ができれば期間は大丈夫なのかなというふうに思ったので、裁判官のみなさんたちが多分いろいろ導くんだと思うんですけど、納得いく意見が出せて審理ができたので、その分その期間というよりは中身に満足をしているので、そこかなとも思っています。

○司会者

ありがとうございます。

7番の方いかがでしょうか。

○裁判員等経験者7

私は定年してからアルバイト的な格好で仕事をしていたものですから、ここに来るときはもう1週間、裁判の間はずっと休みをもらって来ていました。ただ、考えると県南とか県北、いろいろ遠いところから来られる方がいますので、宮崎に近い方、市内におられる方はすぐ来られると思うんですけども、期間的にはやっぱり短いほうが非常に助かると思います。長くなるとそれだけ負担がかかると思いますから、ちょうどよかったんじゃないかなと思っています。あと、裁判の中身をみんなが集まって白板に書いてまとめていくんですけども、それを裁判長がまた翌日になったらきれいに整理されて、みんなにわかりやすいようにしてくれるというのがあったんですが、そういう面では裁判官の方はかなり苦労されているんじゃないかなと。審理が終わった後に残ってかなりまとめる時間とかあると思うんで、結構だから長い時間になると大変じゃないかなと思っています。

○司会者

ありがとうございます。

それでは一通りこの意見交換事項に選任手続、期日と公判期日に関して、御意見



を承りましたので、何か法曹三者のほうで質問とかコメントとかございましたらお願いします。

#### ○弁護士

選任手続を終えてすぐに審理に入ったほうが良いという御意見が比較的多かったので、ちょっと意外な感じがしたんですけど。裁判員裁判が始まった当初はその方式で大体やっていたんですけど、それは2つの理由があって、選任手続と分けるということが普通になった時期があるんですね。なぜかという、3番の方がおっしゃったように、いきなり来た日に審理が入ると、とにかく最初の手続とかで何をやってるかよくわからなかったと。理解ができなかったという御意見の裁判員の方もおられたことと、みなさま方の事件は3日とか4日で比較的短い期間だったので、選任手続に出られる前にスケジュール調整が可能な期間だったのですが、中には2週間とか3カ月期間の審理もあるんですね。そうすると、選ばれるかもしれない、選ばれないかもしれないというのに、その長い期間の調整ってなかなか大変なので、選ばれたらその後にスケジュール調整をするというようなことが可能になるので、そういうことを考えて、選任手続を分けたっていうことはあったのですが、今のお話聞きますと3日、4日ぐらいだとその日にやったほうが良いのかなっていう御意見なんですね。よくわかりました。

#### ○裁判官

選任手続の後すぐに審理をしてもらったほうがありがたいという御意見が多かったように思うんですけども、現在、当日の審理という場合であっても、審理に入る前に、裁判所から手続の説明をしたり、法廷に入って証人尋問の練習をしてもらったり、できるだけ法廷の雰囲気慣れてもらう工夫をしているところではあるんですけども、心理的な準備のためにも、こういった点を工夫してもらったら、もうちょっと審理がやりやすいみたいなことがあれば、あれば結構なんですけど、お伺いできればと思っております。

#### ○司会者

今の下山裁判官の話にもありましたとおり、こういうことをしたらいいとかあれば、いろいろ試行錯誤しながらやっておりますので、御意見があればそれも取り入れてみようかなということなんですけども、いかがですか。

○裁判官

可能な限り審理の時間をあけて、休憩時間を作るというのもあり得ることはあり得るのですが。

○司会者

さっき話題になりましたけれども、こういう流れ、例えば裁判官に証人席に座って、質問してくださいということで、みなさんにちょっと慣れていただくということもございますので、何かまたいいアイデアがあればまた教えていただきたいなというところです。

次に、公判審理についての意見交換事項に進みたいと思います。検察官や弁護人の法廷での活動のうち、印象に残っている点や改善、工夫すべきと思われた点などがあればお聞かせいただければと思っております。

まず検察官及び弁護人の冒頭陳述についてということでございます。刑事事件の公判手続では最初に検察官、弁護人の双方が証拠によって証明する事実を述べるという冒頭陳述という手続を行っております。それぞれについて印象に残っている点とか、改善すべきと思われた点などあればお聞かせいただきたいと思います。特に双方の冒頭陳述の情報量が適切であったかどうか。検察官と弁護人の意見が食い違っている点ですね。その後の審理を臨むに当たってどこら辺を中心に、念頭に置いて審理すればいいのか。そういったポイントになる点などが十分冒頭陳述を聞いて理解できたかどうか、そういったあたりについてお聞かせいただけると参考になるかなと思っております。

○裁判員等経験者2

情報量ということで、毎回法廷に出るたびに資料をいただく形になっていたんですけども、とにかく情報量がすごいというか、もう被告人の方と一切話をしたり

したことないのに、その資料見ただけでふだんのその方の何となく行動まで全部見えてしまうっていうぐらいの資料の作り込みっていいですか、その点に関してはもうすごい一言でした。本当に食い違ってる点とかも何もなかったんですけども、情報量としてはもう十分だったかと。今後もこの流れでいってもらえればいいんじゃないかなと感じました。

○司会者

ありがとうございます。

情報量も、選ばれたその日に見ていただくというパターンが多かったので、多ければ多いほどいいっていうものでもないような気もして、そのあたりの適切な量かどのあたりか、御自分の事件以外を経験されているわけではないので、難しい面もあるかもしれませんが、そのあたりについて何か思いがあればお願いします。

○裁判員等経験者 4

量という点なのかどうかわかりませんが、確かにいろんな協議をしていく、確認をしていくので、量としては多いほうがいいとは思いますが。ただ、その中に例えば法廷内で説明をしていただく際に、モニターがあって、その中にその文章ずら一つと網羅されると、説明をされているんだから、紙ベースだと見たいところが見れていいというところがあるんですけど、モニターに映ってる分については、そのところを中心に見ていくんですけど、それが文章でずら一つと書いてあったりするとちょっとぼやけて何を言われたかったのかなと、後で必死にメモをとって、自分たちなりに把握していくんですけど、その点はモニターを使われるときには中心的にはメモをたよりにという感じでした。もちろんきちんと説明はされているんですけども、やっぱりちょっと情報を提供したいっていうのがあるがゆえに逆に文字が多いっていうふうな感じはしました。

○司会者

今のは冒頭陳述の場面ですかね。

○裁判員等経験者 4

いえ。全体的に。

○司会者

全体的に。証拠調べですかね。

○裁判員等経験者 4

冒頭ではなくて全体量ということだったんで、全体ではそういう感じがしました。

○司会者

冒頭陳述に限らずいろいろ御指摘いただければいいのですが、証拠調べの場面で画面で出てくる分量が多くて、それが次々切り替わってしまうので、ちょっと追いつかない部分があったということですね。ありがとうございました。

ほかの方いかがでしょうか。

○裁判員等経験者 6

情報量は適切だと思っておりますし、検察官の方と弁護人の方の冒頭陳述だったりとか、そういうので事前に各資料をくださって、そのまとめ、ポイントが書かれたものを多分色付きであるものとか、すごくまとまっていたので、一目見てそこではわかりやすかったのかなと。文章だけ、さっき言ったようにバーッと文章だけだと頭がちょっと、わからない言葉とかも出てくるんですけど、検察官と弁護人の方から出していただいた資料はとても見やすかったのかなと思っております。量というよりポイントを絞っていただいて、何を検察官と弁護人の方が言いたいのかというところがわかったのと、裁判官の方たちが、こういうところが食い違っているところですよ、とかこういうところをここではポイントにしていますというところまで説明してくださったので、ここはすんなり入ってきたのかなというふうには思っています。

○司会者

6番の方と7番の方の事件は正当防衛が争われている事件でしたけれども、どちらが判断のポイントになるかというあたりは、一応それを聞いて理解できたということでしょうか。7番の方も同じということでもよろしいでしょうかね。

○裁判員等経験者 7

私も資料はですね、事前に配ってもらってましたので、非常にわかりやすくよかったと思っています。まったくの素人が今回裁判に出ているわけで、ものすごく最初不安なんですよね。そういう中で資料が手元にあって、前を見て話を聞いて資料と照らし合わせて、こうすることによって何かつかめていく。事件の流れがわかってくるといったことでは非常によかったかなと思っています。

○司会者

1 番の方の事件も争いがある事件でしたけれども、そのあたりは冒頭陳述でポイントがどうだったかというあたりはどうでしょうか。

○裁判員等経験者 1

そうですね、私の分に関してもおっしゃっている情報量と手元にいただく資料等でちょうどよいかなどは思いました。時系列にしてあってポイント、ポイントでここを見てくださいというようなものがありましたので、理解はしやすかったし、冒頭陳述でどういうことを言いたいのかというのも理解できたかなと思います。

○司会者

みなさんいい意見を言っていただいて大変ありがたいのですが、何かもう少しこうしたほうがいいのかという御意見をいただいたほうが多分出席している検察官、弁護士、裁判所も含めてですが、参考になるかなと思うのですが。どうでしょう、まだ御発言していない方、何かあれば。

○裁判員等経験者 5

最初の冒頭では十分だなと思いましたが、2 日目のときに新しい証言というか証拠というか、発言が出てきて、最初のこの冒頭の中にはなかったものが上がったんですね。帰ってから血のついたのをシャワーで洗って、そして衣類と靴を捨てたというのがありましたが、それはなかったんですね、最初のそれには。だから、それはこれを出すまでにわかってなかった。または相手が言ってなかった。だから今言ったような最初の冒頭では、ああこれ十分だなと思ったんですけど、2 日目に聞いて

たら何というのかな、自分の犯行を隠すようなことをやっていた。あれ、これ載ってないんじゃないかというふうに2日目に思ったので、最初の冒頭の時点の情報という意味では十分だと思ったんですけど、後から出てきたときに、あれ、これはわかってなかったから出てなかったのかなという意味では、びっくりしました。

#### ○検察官

先ほどお話しされた部分なんですけども、冒頭陳述をどの程度詳しいものにするかというところは検察官としてもかなり悩んでいるところで、今おっしゃったようなことが、犯行後にああいう行為をしていました、こういう行為をしていましたという部分、全部述べ立てればいろいろあるんですけど、それをじゃあ冒頭の時点で全部述べてしまうと逆にポイントとするところの印象が弱まったりとかする可能性もあるので、その重要性の高い部分をピックアップしてそこをまず理解してもらうという形である程度冒頭陳述をつくっています。なので実際その後、証拠の資料をごらんになったりとかあるいは証言を聞かれた段階で、冒頭陳述に出ていないところがあるなという印象を持たれるときもあるかと思うんですけども、そこは別に冒頭陳述のときにわかってなかったわけではなくて、確かにそういう事実もあるんですけども、冒頭陳述でそこまで細かいところは必要ないかなと思って抜いていたというところなんです。今回の件でそこを抜いていたかどうかというのが正しかったのかどうなのかという、そういう評価の部分にはなってくるかと思うんですけども、一応そういう意図で作らせていただいています。なのでどこまで詳しくするか、どの程度ポイントを絞ったものにするかっていうのは、いつも悩んで作っているところです。

#### ○司会者

あくまで聞いていただくべき本体は証拠調べのときですね、被告人がしゃべる内容あるいは証拠の中身を聞いていただくということで、そのどこら辺がポイントかというところを頭出ししておくという程度の意味合いなので、むしろ後でびっくりされたというところはそれはそれで検察官の意図からはずれたわけではないのかな

という気もしたところです。

#### ○裁判員等経験者3

冒頭陳述の資料はすごく見やすく、わかりやすく、また情報量としてもよかったですんじゃないかなと思います。だけど個人的な意見として、できれば検察官側はここが一番言いたいとか、弁護士側はここが一番というふうになっているところとかを、色付けとかしてきていただけたら、よりわかりやすくなったのかなと。大体、参加される裁判員の方も年齢が幅広いので、そういう工夫もあってもよかったのかなと。全部白黒だったりとかすると、なかなか文字がいっぱいというふうにしか印象がなかったりとかされる方もいらっしゃるかと思いますので、そこもあつたらよかったのかなと思います。

#### ○司会者

ありがとうございます。

それでは、次の意見交換事項ですけれども、冒頭陳述に引き続いて証拠書類や証拠品の説明が行われます。その説明のスピードがどうだったとか、わかりにくい点がなかったのかどうか、あるいは手元のモニターに映し出される文字や図面など、見えにくいといった問題はなかったのか。そういった点も含めて印象に残っている点、改善工夫すべき点としてお気づきの点があればお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○裁判員等経験者2

説明のスピード等も十分でしたし、先ほどもありましたように資料もほぼ、すごく、変な言い方ですけどよくできていて、ずっと状況が頭の中に入ってきた上にモニターに映し出されてということで、遠視近視の方にも優しいとか、そういう配慮もありがたいなとは思いました。余談みたいな形になるんですけれども、あとはもうそういった形で自分のときは一番資料が見えないといけない肝心な裁判長のモニターが映らなくなったとかいう、そういうトラブルもありましたので、そういうところはメンテナンス関係なんですけれども。モニターを使って資料を見せていた

けるとかいう意味では、見やすかったという面はありました。

○司会者

放火の事件だったかと思うんですけども、どこら辺がどういうふうに燃えているとか、そのあたりがややわかりにくいという事件もあるんですけども、2番の方の場合はそこら辺は大丈夫だったということでしょうかね。

○裁判員等経験者2

はい。

○司会者

ありがとうございました。5番の方、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者5

殺人事件で、私のイメージとしては写真が出るよと、生々しい部位が出るよと。ああ、出るのかなと思っていました。ところが今はそういうのはなくて、写真の部分はアニメ的に加工して生々しい部位が出ないような形で、だけどわかるようにしていますよということで、あれでほっとしました。私の聞いた範囲内では、もう10年近く昔は生々しいのが出ていたよと。あれが夜中に出てくるよというふうなうわさで聞いていましたもので。それはありませんでしたので、大変助かったというふうに思います。

○司会者

ありがとうございます。

まさにそういった刺激的な証拠をどんなふうにお見せしていくのかといったところの問題であろうかと思えますけれども、5番の方についてはそこら辺は大丈夫だったということですね。

今の点は、例えば3番の方も、かなり刺激的な証拠が混じる事件だったのかなと思うんですけど、どのような印象でしょうか。

○裁判員等経験者3

私も殺人事件だったので写真は何点か出てきたんですけども、やっぱり血痕が



残っている部分とかは白黒写真にさせていただいたりとかして、配慮していただいていたので、精神的負担は余り、そこまではなかったんですけども、ただ一つ気になったのが、被害者のイラスト、顔のどの部分にどういう傷があったっていうふうには被害者のイラストを描いて提示されたんですけど、それがすごくリアリティーのあるイラストだったんですね。何かちょっと目が半開きだったりとか、具体的に言えばそういうイラストだったので、普通の顔のイラストで、ここにこういう傷がついていうアバウトな描き方でもよかったのかなと思います。

○司会者

6番の方と7番の方の事件の被害者の方も亡くなっていますが、特に証拠はなかったですね。

○裁判員等経験者7

テーブルの位置ですかね、配置図みたいなものが1個あって、裁判長が間違いを指摘されたんですけども、それを翌日にちゃんと訂正して出してくださいということで、訂正されたものが翌日にはちゃんと報告されたという事例がありました。そういう点はやっぱりみんなが納得する部分ではいいんじゃないかなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。今の刺激証拠の関係ですけども、検察官あるいは弁護士、何かコメントとかあるいは質問したいことがあれば、どうぞ。

○検察官

この点も検察官としては、こういう遺体とかが出てきたりとか現場に血痕が飛び散っているような事案については、どういう形で裁判員の方に見ていただくのが適切なのかというところで、いつも悩んでいるところです。一方でそれだけ痛ましい結果をもたらしたというところを、判決を書く上で知っていただきたいという気持ちが片やあるんですけども、それが刺激的すぎると逆に裁判員の方にも負担になるというところで、そのちょうど中間をとったのがイラストで、実態を理解していただくという形のイラストになったんだろうと思います。なので、そこは今日伺っ

た意見も踏まえて、今後の裁判員裁判のときにどういう形でやったらいいかというのをもた検討させていただきたいと思います。

○司会者

さっきの生々しいイラストっていうのは、実際の写真をなぞったような形で作っている場合もあるんでしょうかね。

○検察官

はい。

○司会者

それがケースによったらそこまでする必要はあるんだろうかと、そういった御意見なんんでしょうかね。

あとはですね、供述調書の朗読の仕方について、供述調書で立証される場合っていうのは、どの事件でもあったかと思うのですがけれども、その内容について問題がなかったのかどうか、長い、単調であるとか、あるいは逆に簡潔でよくわかったとか、そういった供述調書の朗読の仕方とか内容について御意見があれば参考になるうと思っております。いかがでしょうか。

例えば、6番の方、7番の方の事件ですが、実際その場にいた目撃者の話を何人が聞きましたけれども、別に法廷には来てもらっていないけれども、供述調書の形で前後の状況についての供述がありました。その内容がよかったのかどうか。そういったあたりで何か思われる点がございますか。

○裁判員等経験者7

法廷に見えられていない方の意見を出してもらえるとすることは、被告人とかいろいろな人から話を聞くわけですがけれども、本当のこと言っているのか言っていないのかという意味では、非常に参考になる意見だと思います。要するに、私たちも本当のことを言っているんだろうか、うそを言っているんだろうかというのは見きわめる必要があったんで、内容を聞いていくうちに、この人は途中で、あっ、うそを言っているなとかいうような、自分の感覚でそういうことを思ったりもしましたか

ら、そういうのも全体的ないろいろな意見がないとわからないところだなと、だから非常に大事じゃないかなと思います。

○司会者

わかりました。他の方がいかがでしょうか。

○検察官

今、裁判員裁判で供述調書を使った立証の部分で検察官のほうでやらせていただいているのは、単に朗読しただけだとなかなか頭に入ってこないの、画面にその供述調書等を映し出したりしながら聞いていただいたりとかというような形でちょっとわかりやすくなるかなということでやらせていただいたりしているんですけど、何かそれ以外にこういうふうにしたら更にわかりやすいとかいう御意見があればお伺いしたいと思います。特にないでしょうか。

○裁判員等経験者 4

自分が経験させていただいたときのことだけで、自分の感想だけを言わせていただきますと、確かに引き受けられた方々が申し上げたとおりに書いてあるので、それを数名、説明していただくというのはとても時間がかかると思うんですけど、どうしてもそれを全部説明するために少し早口で一生懸命朗読されているという印象がありました。やっぱり時間が決まっているので何か少しそういうことかな、と思ったんですけども、数も必要だろうけども説明する際にはもう一人の方を全部とか、もう一人の方については示すことは示していただいて説明はある程度割愛して時間、ちょっと余裕を持たれてもいいのかなと感想を持ちました。

○司会者

放火の事件だったかと思うんですけども、いろんな被害を受けている方がお一人じゃなくてですね、何人かの近隣の人たちも含めて被害状況を証拠として出たかと思うんですが、もう少し分量を絞って示したらいいんじゃないかということでしょうかね。どうしても若干早口になってしまう面もありますので、そのあたりについてのご指摘でした。ありがとうございました。

それでは、次の意見交換事項に移りたいと思います。

次は、検察官及び弁護人の証人尋問、あるいは被告人質問の仕方についてお尋ねしたいと思います。

いずれの経験者の方につきましても、被告人質問は聞いていただきましたし、ほとんどの方については証人尋問も何らかの形で行われていたかと思います。これについて、検察官、弁護人の質問の仕方はいかがだったでしょうか。声の大きさ、あるいは話すスピードはどうだったのか、平易な言葉で話していたのか、あるいは質問の意図や内容にわかりにくいところはなかったでしょうか。こういった点についてどんな点でも結構ですので御意見承ればと思います。

#### ○裁判員等経験者 2

自分のときは精神疾患を患った方ということで、尋問の最後の弁護人の方、女性の方だったんですけれども、テンポをちょっと落とした形で聞いていて、特にそういう疾患を患っている方に対しては、すごく対応が利いた優しい言い方だったのではないかなと思います。逆に裁判員は全部日程終了するまで最後の最後まで気がかかってたんですけれども、やっぱりすごく感情入れずにフラットに質問していかないといけないんじゃないかなと思ったんですけど、検察官の方の、人間の口癖というものか語尾に強みを感じるところがずっと気になっていまして、やっぱりその辺も、特に尋問する相手側がそういう疾患を患っている方等がいらっしゃるの、そういうところはやっぱりもうちょっと配慮していただいたほうがよかったのではないかなと感じました。

#### ○司会者

検察官の質問、反対質問が少し厳しく感じる場所があったという御指摘でした。ありがとうございました。

ほかの方、いかがでしょうか。

#### ○裁判員等経験者 6

検察官の方と弁護人の方というよりも、証人の方が呼ばれて話をされるじゃない

ですか。若干、私たちの事件では、声が小さくて聞き取りづらくて、検察官の方も弁護人の方も何回か聞き返してはくださったんですけど、やはり来られている方も多分とても緊張されているし、目の前に被告人の方もいらっしゃるの、その気持ちも大変すごくよくわかるんですけど。やっぱり事実を知りたいというところがあるので、何でしょうね、来て話をされるといこともすごく大事なのかなと思いつつ、その証人の方が本当に言いやすい環境というところを何ですかね、その人の特徴もあるであろうし、裁判の雰囲気だったりとかもあるんでしょうけど、私は証人の方の話はとても聞きたいと欲っていたので、何かそういうところが若干曖昧になったのが多分、私の中でも最後にもやもやしたかなというのもあって、証人の方が素直におどおどせずには発言できるような環境というところは何かできるといいのかなというのを、裁判を通してちょっと感じたことではありました。

○司会者

ありがとうございます。若干、記憶の曖昧なところのあるような証人だったんで、声が少し小さかったりしたんでしょうかね。ありがとうございます。

○裁判員等経験者7

今の意見と一緒になんですけれども、宮崎の事件ですから方言が入るんですよ。だから、標準語で育った人たちはなかなか理解しにくいところもあると思うんですけども、部屋に帰った後にモニターに映し出されるやつがあって、その中で裁判の中身が出てくるんですけども、言葉が違うところが出てくるんですよ。宮崎の方言が入っているもんですから。そういう意味で滑舌のいい人と悪い人で全然違ってくるんで、これ、文章ちょっとおかしいところがありますよというけど、この文章は後で専門家が直すから大丈夫ですよというような話をされていたんですけど、一人一人やっぱり個性がありますから、そういうところがね、しっかり聞き取っていかないと間違ったことになるなと思いました。

○司会者

評議室の中で録音したデータを音声認識しながら再生した場面で、ちょっとうま

く認識をされてなかったということですね。

○裁判員等経験者 7

結構ありましたね。

○司会者

わかりました。

1 番の方、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者 1

証人尋問などで、検察官の方が質問をされていることに対して答えている内容、質問の意図とか内容に関しては全部理解できるものだったので、とてもわかりやすかった印象はありました。

○司会者

弁護人のほうはいかがでしょうか。

○裁判員等経験者 1

そうですね、ただ、どちらかだったかちょっと覚えてないんですけど、ちょっと被告人のほうはその質問に対しての答えじゃないなという答え、ちょっとかみ合っていないなということがあったので、そこがちょっと、どちらかだったかは覚えてないのですけれども、ちょっと何か難しかったのかなというふうには、質問がですね、難しかったのかなと思ったところはありません。

○司会者

具体的にどういう質問だったかまでは覚えていないですか。

○裁判員等経験者 1

そうですね。

○司会者

はい、ありがとうございました。

今の証人尋問、被告人質問については他いかがでしょうか。

○裁判員等経験者 4

これは自分だけが感じたことなのかもしれないんですけども、検察官の方がどうしても私たちからするとそう見てしまうんだろうと思うんですけども、弁護人側の証人に質問されている内容、言葉、様子を見ていると、少し、すごく緊張して証人台に座ってらっしゃる証人に対しての言葉が何か厳しいんじゃないかなと。でも、正確なことも聞かないといけないし、何かそういうところを思いながら質問内容を確認したり、聞いていました。若干、他の裁判員の方もやはりちょっと言われていたので、こんなものなのかなとも納得をしたところですよ。

○司会者

情状証人に対する質問の場面でそういうこともあるといった趣旨でしょうか。

○裁判員等経験者4

あと一つ。弁護人の方、今日お見えになっている弁護人の方ではないんですけども、これも私だけが感じたのかもしれないけれども、被告人に弁護人の方が質問されたときに、そういうふうな言い方で被告人に対して言われるんだと思った瞬間があって。弁護人の方が被告人の方をちょっと責めるような、問いただすというか、戒めるという意味もあったんだろうけど、ここでこういうふうに被告人に弁護人の方が言われるんだと思った瞬間がありました。

実際それが聞けて、私たちの判断としてはよかったんだけど、単純に弁護人の方は被告人の方のことだけを考えて質問されるのかなと思っていたので、そういう瞬間をはっと思って見たのが記憶に残っています。

○司会者

3番の方、今の被告人質問、証人尋問に関して何かございますか。

3番の方は、弁護人のほうが虐待防止に関して行政が何もしなかったということが被告人の刑を下げる方向の事情になるんじゃないかといったことで、社会福祉士の方の証人尋問が行われたかと思うのですが、その関係で何かわかりにくかったとか、もう少しこうしたらよかったんじゃないかとか、そのあたり何かありますでしょうか。

○裁判員等経験者 3

そこに関してなんですけど、検察官側の方の印象として私の捉え方なんだと思うんですけど、公平な方、何も普通に、事件に関係ない方に来ていただいて証人というか、発言していただいている場に、検察官側の方の言い方が結構ぐいぐいところ、きつかった印象がありました。

その方の証言が公平な量刑につながっていく大事なところにせっかく来ていただいているのに、結構強めに言っているのもちょっとかわいそうだなという感想を率直に思って。弁護人の方は何の質問とかにしる、すごく優しい言い方をしていただいていたかなという印象です。

○司会者

ありがとうございます。

他の方は、検察官、弁護人がいらっしゃる前で言いにくいかもしれませんが、何か御意見があれば、どうぞ。

○裁判員等経験者 5

私の事件の場合では証人がいませんでしたので、ただ、検察官の方、それから弁護される方はお互い立場上、ああ、こういう物言いなんだな、こういうスピードなんだなと。先入観なんですけど、それを思っていましたので、それぞれの立場でそれぞれの口調といたしますか、あつ、そんなもんなんだなと。例えば、検察官の方はびしびしと、弁護人の方はやわらかく。そういうふうな感じを受けました。

○司会者

法曹三者のほうでコメントがあればお願いします。

○弁護士

今の4番の方がおっしゃったことに関していいですか。

弁護人はもちろん被告人の援助者という立場ですので、被告人の言い分を引き出していくというのが基本的な役割で、そういう質問の構成はしているんですけども、殊、情状に関する、量刑にかかわる事実に関する内容ですとあえて被告人に厳



しい質問を弁護人がぶつけて、それに的確に答えてもらうということで、判断者のみなさん方に印象付けるという、まあこれが尋問のテクニックみたいなことなんですけど、その具体的なケースを見ていないのでわかりませんが、あえて厳しい質問を弁護人側からもぶつけるというのも方法としてはあるんです。

○司会者

おそらく、その厳しい質問をぶつけたところ、被告人が答えに窮してしまって、それでちょっと印象が悪くなったというそういう場面を感じたのかなと思います。そういう弁護の仕方もあるんだというご紹介でございました。

いくつか検察官の質問に対して厳しい御意見もありましたけれども、検察官のほうで何か釈明することがあればお願いいたします。

○検察官

確かに、弁護人側の証人で出て来られる方については、被告人と違いますのでそれなりにちゃんと、きちんとというのもおかしいですけど、そういう質問はするようになっています。ただ、内容自体がやはりちょっとおかしいんじゃないかというような発言、証言が出た場合に、ちょっとおかしいんじゃないですかということを追及する中でちょっとまあ、言葉がちょっと厳しくなってしまったのではないかと思いますので、今後は注意させていただきたいと思います。

○司会者

それでは、最後に、論告弁論についてお尋ねしたいと思っております。論告弁論は証拠調べの結果を踏まえて当事者としての意見を述べていただくものでありまして、その後の評議でも基本的には論告弁論を踏まえた話し合いを行っていたかと思えます。検察官の論告について、あるいは弁護人の弁論について長さやわかりやすさはどうでしたでしょうか。特に量刑はどの事件でも問題だったろうと思うんですけども、量刑に関してそれぞれからこれぐらいの刑にしてほしいという意見が出たケースが多かったかと思えます。何でそういった結論に至ったのかということについて、双方の説明が十分に理解できたのかどうか、そのあたりに関心があるとこ

ろでございます。

いくつかの方の参加していただいた事件については、弁論等にくっついている量刑グラフを使って量刑傾向の説明などをされたのかなと思います。検察官のほうもそういったものを意識して説明されていると思いますが、そのあたりについて実際どうだったのかについてもお伺いできますか。

2番の方、お願いします。

○裁判員等経験者2

何というんですかね、参考というふうに見させてもらった感じです。そのグラフに関してはですね。あと、過去の裁判で実際に出た判決なんかも大きく見ることで、本当に目安として見させていただいたという面では、グラフを使うというのは、ああ、そうかという、何というんですかね、すべての検察官側、弁護人側の言い分を全部聞いた上では、非常に全員がその情報を共有した上で、そのグラフを一度見ておくという面では、話を進める中では非常によかったのではないかなと思いました。

○司会者

一つの目安として、刑を決める参考になったということでしょうか。

6番の方、どうぞ。

○裁判員等経験者6

この事件についての量刑っていう、何年とかっていうことですよ。

○司会者

それもですし、それ以外の論告弁論全体についての御意見でも結構です。

○裁判員等経験者6

まず、そもそも弁護人の方と検察官の方との争いじゃないですけど、無罪になるのかそうではないのかというところで、何年っていう以前の問題でそこが多分一番すごく悩んで難しくて、多分裁判員みんな悩んだところかと思っています。そこが、それこそいろいろなこれまでの傾向だったり、こういう場合にはこういうふうな求刑が過去には出されていて、これに当てはまらないみたいなこともあります。

たいな感じでグラフを示してくださっていたというところと、弁護人の方と検察官の方とお互いの言い分というのもすごくわかっていたので、あとはもう裁判員の中で、これまでのいろいろなことを考えながらグラフを用いながら、これまでのものを参考にしながらという意味では、そういういろいろな情報をいただけるとありがたいのかなど。というのは、グラフというのは、一つに評議の際にはとても参考になったのかなどというのはあります。ただ、どっちかというところだけが一番悩んだところですね。

○司会者

量刑グラフの話から離れて、まさに有罪、無罪、正当防衛の話が一番悩まれたということですね。

○裁判員等経験者 6

まあ、それはでも何か、そのときの検察官の方も弁護人の方もですが、検察官の方が出してきたいただいた資料が文字とか色が分けてあったりとか、何が言いたいのかというところがすごくはっきりしていたので、それはすごくわかりやすかったし、弁護人の方のもとてもわかりやすかったので、だからそこで揺れたというところも、ああ、そうか、というところもありながら。

○司会者

両方、説得力あったということでしょうか。

○裁判員等経験者 6

とても、はい。

○司会者

ありがとうございました。

他の方、いかがでしょうか。

1 番の方、いかがですか。

○裁判員等経験者 1

今振り返ってみると、論告も弁論もおそらく資料を読み上げる形だったと思うん

ですけれども、正直あんまり印象に残ってないというのがあります。

ただ、やはり最後の弁護人側も検察官側も主張した最後のところに関しては、力が入っているのです。そこだけは記憶に残っているのです。その間も何か、そこはそう思い浮かばないんですけれども、もうちょっとこうインパクトのあるといいますか、印象に残る何か手段があれば、印象に残るのかなという印象はありました。

○司会者

正直言って、今となってはどんなことが言われたのか覚えてないということでしょうか。

○裁判員等経験者 1

いえ、何ですかね、ああ何か読み上げてたぐらいにしかちょっと思わない。そのときはやはりずっと何日間か話してきてるので印象に残ってはいるので、ああ、そうだなという理解しながら聞いてはいるんですけれども、後々時間がたったときに、はっきり覚えているかと言われると、ちょっとというところです。

○司会者

5番の方、何かありましたら、どうぞ。

○裁判員等経験者 5

自分の担当事件は量刑だけだったので、その量刑の何年がどういう基準、根拠で妥当かというのが最初はまったく雲をつかむような感じでした。そのときに、検察官のほうが出されたこうこうだよというのがありまして、それを出されてもまだ漠然としておりました。これは論告弁論じゃなくて次の評議のときになると思うんですけれども、そのときに裁判官のほうから出していただいた全国の今までの判例、それを見てやっとなあ、そうかと。そういうような基準といいますか、物の考え方かというのがわかりましたので、この論告弁論の時点で出していただいたこれは、自分たちにとっては非常にアバウトで、そこのどれがポイントで当てはまるかというのは一般市民でしたので、ちょっとわからなかったかなと。具体的に言えば5年から20年までよと。ダブった場合は30年までいくよと。じゃあ、幅はものすご

くあるなど。例はありましたけれども、これは参考にはなりませんけれども、自分たちが判断する基準としてはこの時点では難しいというふうに思いました。だから、それは次の評議のときにおかげさまで納得することができたんですけど。

○司会者

今、一部評議のお話ですね、評議の中で、何人かの方からお話がありましたけれども、裁判官の説明、量刑を決める際の法律の捉え方の説明とか、あるいは量刑グラフを用いた具体的な刑を決めるやり方、あとは十分理解ができたのかとか、改善すべき点があるかどうかというあたりも、評議の秘密との兼ね合いはありますけれども、お聞かせいただきたいと思います。

○裁判員等経験者4

みなさん、そうだと思うんですけども、裁判官のみなさまと一緒にいろいろなことを確認していったんですけども、わからないことは本当に聞きやすい。知らないことが恥じゃない、これはわからないから何だろうと思っていることが素直に聞ける雰囲気でしたし、みなさん率直に意見を出し合える場となっていました。

あと、いろいろなサポートでここがわからないだろうなとか、これが参考になるのではないかなということをごんごんと出していただいて、その中で全員で話し合っていく中で一つの方向に向かっていったという印象が非常に強く、説明もなんですけども、非常に十分だったと思っています。

○司会者

今の意見、大変ありがたいご意見ではありますけれども、逆にこう、むしろ言い足りなかったとか、議論ができなかったというところもある方も当然いらっしゃるかなという気はするんですけども、そのあたりどうでしょうか。

3番の方、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者3

評議については、裁判官の方々の意見、意見とか、みんなで話し合っていることなので、でも全然、法を知らない人たちが集まっている、なので、量刑グラフ

を用いての一般的な公平な判決を決める上ではすごくわかりやすい量刑グラフだったのかなと思います。そして、みんなの意見を、意見交換しやすい雰囲気もありましたし、評議については、全然疑問に思うこともなく説明もすごくわかりやすかったですし、ボードに書いていてくださっていたのでわかりやすかったです。

○司会者

2番の方、いかがですか。評議の話に話が行っていると思うのですが。

○裁判員等経験者2

やっぱり裁判員、ちょっと言い方悪くなりますけど、素人の集まりですので、意見は出るけれども、それがやっぱり四方八方するということで、そこで途中で一度裁判官の方の法が絡んだ意見を一つもらってそこで一回考え方がまとまって、それからまたもうワンステップ上で話し合ってまた話が散らかっていったりするけれども、そこでまた裁判官の方の一言をもらってということで、やっぱりグラフを使うということは、法律を知っている方ということで、一言をもらうということでも大変勉強にもなりますし、その辺で話し合いもどんどんとこう進んでいったなという。自分の案件のときはそういう印象がありました。

○司会者

被告人が精神的な疾患があるということで、少し刑を減刑するような形になっている事件があります。3番の方の事件もそうでしたし、2番の方の事件もそうだったのでですけど、精神障害があつて刑を減刑するといった責任能力のお話なんですけれども、そのあたりは十分ご理解できましたでしょうか。

○裁判員等経験者2

はい。そういった病気を患っていらっしゃる方に対しての、また違う角度から物事を捉えないといけないという面でも、ただ単に悪いことをした、その人に対してという考え方とはまた別で、違うアプローチからも考えられることができたという面で、裁判官の方の意見もすごくありがたかったですし、自分たちではこう、どうしようどうしようだったんですけども、それで結局立ち止まらずに話はどんどんど

んどん、声はどんどん上がっていったというところで意見はたくさん出ていたなという印象でした。

○司会者

今の論告弁論，あるいは評議の関係ですけれども，何か法曹三者のほうで質問，ご意見などはございますか。

○弁護士

私が担当した事件の話が出たんですけど，実は，裁判所が評議で使われる予定の量刑グラフを，弁論でおそらくパワーポイントで私は8回ぐらい表示して，その中のどの程度の部類に属するかという話をして，軽い部類についてはこういう事件があります，重い部類についてはこういう事件がありますという，多分，弁論の半分以上が量刑グラフを用いての説明をしたつもりなんだけれども，今のお話だとまったく頭に入っていなかったというお話なので，ちょっとやり方を弁護人としては考えなきゃいけないと非常に反省させられました。

○司会者

検察官，いかがでしょうか。

○検察官

もちろん我々も，みなさんがご覧になった同じ量刑グラフを持っていて，それに基づいて御説明をさせていただいてはいるんですけども，あくまでも量刑の傾向を説明するという限度で御説明をしているので，ある程度曖昧といいますか，個別の事件と比較してという形ではこの事件は何年なのでこの事件は何年という形ではあんまり御説明は，今の中ではしないような形でこういう説明をさせていただいているところです。

ただ，この説明の仕方についてもうちちょっと今後，どういう形にしたらいいかというところをまた引き続き考えさせていただきたいと思います。

○司会者

大まかな傾向，こういう事件が重くなって，こういう事件が軽くなってと，そう

いうことも含めてもちろん評議の中でいろいろ話をしていくのですが、具体的に何年というところですね、そこを数値にしていくというのがもう一番難しいところでして、そこを検察官、弁護人もそれぞれの立場から何年が適当だとおっしゃるのですが、それをどういう整理をしていくかというところを今いろいろと工夫しているところをごさいますて、まさにそれがわからなかったという経験者の方の意見は、今後の参考になると思っております。ありがとうございました。下山裁判官のほうから何かありますか。

○裁判官

評議に関しては、基本的に御意見をみなさん言うことができたという話を伺って、大変ありがたいと思っているのですが、6番の方、7番の方の事件では、正当防衛の成否という非常に難しい判断が問題になりましたし、その前提として証人が語る供述の信用性を判断していただかなければならないという点で、本当に十分に御意見を言っていただいて議論をできたのかなということが気になっておりますので、もし、もうちょっとこういった点を、裁判所のほうで工夫してくれればもっとよかったんじゃないかという点があれば伺いたいな思っております。

○司会者

6番の方、7番の方いかがですか。

○裁判員等経験者7

補充裁判員で私は出ましたけれども、意見としてはですね、裁判長が法廷でもちゃんと行ってくださいましたし、ちゃんと私たちの意見も通してもらったと思いますからよかったと思っております。最終的に、私がちょっと感じているのは、最終評議の中で補充裁判員の2名の方だけが要するにあれに選ばれないというところがありましたから。最初から最後まで裁判に参加しているんですから、この2名の方の票というんですかね、その票も本当は入れてもいいんじゃないかなと私は思いました。

○司会者



ありがとうございます。

本当に補充裁判員のお二人が真剣に参加していただいたということをまさに今の御意見が表しているんだなと思っております。ただ、実際にはお二人の補充裁判員の御意見も、他の方も意見も、みんなの意見として消化されてチームの意見になっていると思います。どうもありがとうございました。

6番の方、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者6

評議が尽くせたかということでしょうか。

○司会者

はい。

○裁判員等経験者6

それは多分、すごく割れたとは思いますが、最初のうちはですね。ただ、みんなの中で話し合いをしながら、すごくいろいろな意見を出し合ったんですね。私はこう思うとか、この場合はこうじゃないかって、その証人の方の信用性の問題が多分一番すごく引っかかかっていて、本当にこの方たちを信用できるのか、できないのかというところが。やっぱり裁判所にわざわざ来ていただいて話をしてくれる、この人たちの、あまり覚えてないことを裁判所で言ってはいけないんじゃないかという気持ちもあるのではないかとか、一般的な住民感覚というんですかね、そういうような気持ちってどこもあるんです。何かでも、評議はすごく尽くして、難しかったのですが、納得して多分全員で最後は評議室を出て判決をしていただいたので、私としては全然後悔なく、十分に尽くせたのかなというふうには思っています。

○司会者

ありがとうございました。

最後に全体的な御意見と、これから裁判員になる方へのメッセージと一言ずつ承ればと思います。1番の方からよろしいでしょうか。

○裁判員等経験者1

初めにも話したんですけれども、全体を通して心理的な負担とかそういうのは特にはなかったのですが、これから裁判員として参加する方が今後もいると思うんですけれども、やはり、最初はわからない、不安、何をやるんだろう、どうすればいいんだろうだったのが、今はやってよかったっていう意見がゆるぎないので、そこは怖がらずといたしますか、何事も経験という形で経験してもらえたらいいのかなと思います。

○司会者

ありがとうございます。

○裁判員等経験者2

全体を通じてというのと、これから選任される方へのメッセージとして、最初に申し上げたように、やっぱり最初は抵抗があったんですけれども、実際、裁判所側のアフターケアって、面談面であってという点もきっちりされていますし、不安があるところってというのは、法律知らないから前もって何か調べないといけないとかそういうのもなかったです。だから、実際、選任っていう裁判員の封書が届いて抵抗があるっていう方も、これは、一生に一度あるかないかのことだと思いますし、やっぱり、悪いことするのも人間ですし、それを裁くのも人間だから、自分もその中の人間の一人としてっていうところで、そういう意識を持ってもらえるようにすれば、全然抵抗なくってというのは無理だと思いますけれども、まだとつきやすくなっているのではないかなと思います。参加して最後まで全部やり遂げた後は、全然後悔も何もないので、むしろ勉強になったっていう。人生の勉強ですね。いい勉強になったっていうところしか感想はありません。実際参加した人間はみんなそう思っていると思います。その点に関しても、ぜひ一度経験して、機会があれば、チャンスが自分に回ってきたっていうのであれば、経験していただく制度であると自分は思いました。

○裁判員等経験者3

この経験をして、最初はこんな私が人の人生を左右するような量刑を決めていい

のかっていうふうに、不安が大きかったんですけども、評議していく中で私の意見も、一つの個人として意見として、みなさん受けとめてくれたっていうこともありますので、意見言ってよかったなっていうのも率直な感想です。あとは、裁判官の方が、私は本当に全然知らなかったので、執行猶予というのが何なのか、実刑とはどのようなものなのかということも、わからないことを聞いてもすぐ教えてくれる。わかりやすい言葉でかみ砕いて教えてくださるということに関しても、意見を言いやすいという雰囲気をつくってくださったっていうことに、すごく感謝しています。なので、全体を通して勉強をさせていただいたっていう、いい経験をさせていただいたっていう意見です。

○司会者

ありがとうございました。

○裁判員等経験者 4

私はこれから裁判に来られる方へということで少しだけ言いたいと思います。裁判員というのは個人一人で思い悩むのではなくて、それぞれ全員が思いを言うことができる場であり、全員で結論を導き出す場でした。裁判所の方々も非常に優しく丁寧に対応していただきました。まったく知らない場所に足を踏み入れるのですから、不安、心配が当初はありますけれども、最後はとても貴重な経験ができたと感じることができる場所だと思います。

○司会者

ありがとうございます。5番の方いかがでしょうか。

○裁判員等経験者 5

大変いい経験をさせていただきました。一つだけ希望がございます。裁判員裁判で自分たちが対応する事件の中から、暴力団関係は除いていただきたい。暴力団に絡む、または暴力団が関係している、そういった事件だけは裁判員裁判から外していただきたい。先ほども言いましたけど、自分はこれを始めて、心理的な云々かんぬんの中ですけども、街に飲みについて、明るいところ、表通り、人の多いところ

にだけ行くように感じてます。これは自分のリスク管理の意識が高くなったと。それは、やっぱり、このおかげだと思います。それとまた別に、さっき言いましたのは、この制度が非常にいい制度であって、一生に一度だからぜひ体験すべきだと思いますけども、福岡であったあれを思い出しますと、怖い反面があります。暴力団というのは組織で来ますので、そういった事件はぜひ外していただきたいというふうに希望します。

○司会者

ありがとうございました。6番の方、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者6

裁判員として選ばれてよかったなっていうのは、第一印象なんですけど、これから参加する方々へっていうことであれば、宮崎県内で起こった事件を主に裁判員裁判で裁かれると思うんですけど、だからこそ住民感覚っていうところが大事になってくるのかなっていうふうに、この事件を通してすごく感じたところであって、地域特性だったりとか、その地域で住んでいる方たちの事情っていうのは県内の方たちが一番よくわかっているし、住民だからこそわかる心情だったり、理解し得ることだったりっていうのがあるんだなっていうふうに思ったときに、やはり、裁判官たち、異動があるっていうふうにおっしゃられていたので、その中で宮崎県のことであったりとか、裁判官の方たちの専門知識だったりとか、一般的なことを、住民感覚っていうところを合わせながら、その方が、これから罪を犯したとしても、償いながら生きていくためっていうところで、私たち県民が、裁判に協力して、専門の方と力を合わせていくべきことなのではないかなというのは強くこの事件を通して思ったことでありますし、ここでしかできない経験というところで、周りにも誇れる経験であったなっていうところもすごく感じています。ここでしか出会えなかったメンバー8人と出会えて、すごく自分の人生の宝物になったなというふうに感じていますので、最初のハードルは高いと思いますけれども、選ばれたら絶対に後悔することはないと思っていますので、ぜひ積極的に参加はしていただきたい

なというのが、今の私の率直な意見です。

○司会者

ありがとうございます。7番の方お願いいたします。

○裁判員等経験者7

私は職場とかで裁判員に選ばれたといった話をします。事件の中身についてはしゃべることはいずれでも、でも、しゃべるときに、いい経験をしたというような言い方で、もし参加される方が今後おられるようなことがあればぜひ、胸張ってやったらいいよといったようなことを言いたいと思います。今日の意見交換会に参加させてもらったんですけれども、本当なら断る理由があつて、参加しなくてもよかったと思うんですが、せっかく選ばれたんですから、最後まで、意見交換会まで見て、次の人に伝えたいなと思って参加させていただきました。でないと、中途半端な感じで裁判員制度の仲間入りさせてもらったような気がして、意見交換会を通じて最後の終止符が打たれるんじゃないかなと思っています。

○司会者

ありがとうございました。最後になりますが、参加された検察官、弁護士、裁判官から全体を通じての感想、コメントなどがあればお願いしたいと思います。検察官からお願いします。

○検察官

今日は、主に立証の面で、冒頭陳述なり証拠調べなり論告の内容についてみなさんがどういうふう感じていらっしゃるかというのを、直接お伺いすることができて大変貴重ないい経験になりました。いただいた御意見を踏まえて、どうやったらより裁判員のみなさんにわかりやすく立証活動ができるかというところを、引き続き検討して、今後の裁判員裁判に反映させていけたらと思っています。どうもありがとうございました。

○弁護士

これまでも何回か裁判員の方の意見は聞いてまいりましたけれども、今日も非常

に当事者としてですね、参考になる御意見をいただきました。最近、裁判員候補者の辞退率が少し高まってきておりますので、そんな中今日述べられたような経験を広く世間のみなさまに訴えて、裁判員裁判に市民のみなさんが更に注目するようになればいいかなと思いました。ありがとうございました。

○裁判官

今日は大変貴重なお話をどうもありがとうございました。裁判員裁判はどうしても、国民のみなさまに負担を強いてしまう恐れがございますが、参加していただいた方から、最後にいい経験であったと言っていたことは大変勇気付けられる思いがいたします。仕事をやっていく上で、今日いただいた指摘を踏まえまして、できる限り裁判員になられる方々の負担を減らしながらも、充実した審理ができるようにしてまいりたいと思います。今日はありがとうございました。

○司会者

記者のみなさんお待たせしました。それでは質問をしていただければと思います。どうぞ。

○記者（幹事社）

代表で5つほど私から質問をさせていただきます。

まず初めに、選任手続に選ばれたということで、郵送のはがきが届いたと思うんですけども、それで判決、公判期日までにどういったことを準備されたのかということと、あと心構えの部分であったり、どういった勉強なり、どういったことをされたのかということをお聞きしたいです。

○司会者

選任手続の呼出しが来てから、実際に期日の日に来るまでに何か準備とか心構えをどうされたのかということです。全員一言ずつ聞きたいということでよろしいでしょうか。

○記者（幹事社）

はい。

○司会者

では、4番の方どうぞ。

○裁判員等経験者4

私は特に何もしてなくて。ただ、裁判所のほうから事前に資料が、2回ほど、まず登録されたときと、選任手続ありますよっていのを送っていただきました。途中からアニメとかが書いてあって、わかりやすかったので、実際には選任されるとは思っていないんですが、どんなもんだろうと興味津々で、読書みたいな感じでそれは読んでいました。あとは先ほどお話ししたとおり、当日来て選任されたので、そこは裁判所の方々の説明の中と、いろんな議論の中ですぐ結果という形でした。

○裁判員等経験者5

11月にそれが来ましてから、今年の6月に来たときにこれをいただきまして、これをじっくり読みました。基礎知識を一応、自分で持ちました。

○司会者

裁判所のパンフレット、ナビゲーションですね。

○裁判員等経験者5

はい。

○裁判員等経験者6

はがきが来たら、通達っていうか、来たらは特に何も。ただ選ばれたんだっていう感覚だけで、特には何も。パンフレットは読みましたけど、何もなくて選任当日選ばれましたってなってからも、あえて普通の生活をしておこうと思って、特に何か勉強したり、事件のことを調べようと思ったり、裁判のことについて何か調べたりっていうのはしなくて、そのままいこう、日常生活を続けようっていうのはあえてしたことです。特に何も構えてなくいきました。

○裁判員等経験者7

私も特に何も準備はしませんでした。ただ裁判所から来た資料には一通り全部、目を通しましたけれども、提出する書類とかそういうのもありましたけれども、断

る理由が一つもないんです。該当する項目が一つもなく、全員参加するようになるんだなというのが印象に残っています。断る理由がないなというのがありました。そういう意味では、書類を出すだけくらいのことで、何も準備しませんでした。事件性もわからないし。

○司会者

はい、ありがとうございます。3番の方。

○裁判員等経験者3

準備は何もしていません。裁判所から送ってきたパンフレットを読んだだけです。

○裁判員等経験者2

同じくになるんですけども、特に気構えることはなく、送られてきた封書、ネットで過去に参加したことある人の感想っていう裁判員制度のサイトがあったもので、そちらのほうで一度経験者の方の感想を10人分ぐらい一回読んでみて、そこで堅いと思っていた印象が和らいで、選ばれても大丈夫だなっていう、予備知識なんか要るかなという気構えもあったんですけども、そのネットを見たおかげで、あとパンフレットを見たおかげで、大分気が楽になって、特に何も準備はしなくていいんだなっていう感じでおりました。

○裁判員等経験者1

私は特に事前に準備したことはないんですけども、1回目の通知が来たときは特に何も気にせずそのまま、返信だけをして、2回目の通知が来たときに日程の詳細をこの日に来てくださいっていう日程が出ていたので、まず上司に相談して、それを見た上で、私もインターネットを見て、裁判員裁判を實際された方がどのようなことをやったっていうか、そういうのをいろいろ見たぐらいで、特には準備というものはしていません。

○記者（幹事社）

2つ目ですけども、裁判中にはいろいろな意見が飛び交って、公平な判断をしなければならぬと思いますが、そのときに、どのような視点で、どのような立場で



取り組もうとされていたのか、というのをお聞きしたいです。

○司会者

裁判が始まった後に、どういう視点で取り組まれたのかということについて御意見をいただきたいと思います。では、7番の方お願いします。

○裁判員等経験者7

最近のニュースとかいろいろを見ると、えん罪という事件やらがありますので、担当する事件の中で、自分たちがやった裁判がえん罪者を出さないように心がけないといけないということで、裁判には真剣に聞き入って、さっきも言いましたけど、この人は本当のことを言っているんだろうか、うそを言っているんだろうかと、そういうところ注意を払いながら、臨ませてもらいました。

○裁判員等経験者6

パンフレットとかいろいろ裁判員裁判を見たときに取り上げたのが国民の感覚だったりとかっていうところを大事にしたいってのがメインなのかなと思ったので、専門知識があるわけでもないし、今から勉強してもどうなるわけでもないの、いち自分の職業のことにに関してだったり、主婦目線だったり、子育てをしている中での感覚だったりとかっていうところを持ちながら、自分にあえて市民としてこの裁判に参加するという立ち位置というわけじゃないですけど、専門のことは裁判官の方たちが丁寧に教えてくださっているの、そういう立ち位置でいいのかなっていうふうに自分に言い聞かせながらしていた感覚はあります。

○裁判員等経験者5

まず、善良な一市民としての判断、これをまず心がけました。プロではないから、法律的な専門的なことは別として、じゃあ、私がもしその家族だったら、私がもしお隣だったら、もし親族だったらっていう立場で考えるというのをまず一つ、最初は思いました。評議をやる中で裁判官の方から行為責任ということを勉強しましたので、行為責任について、どれくらいの重さを持たないといけませんよということをお教へいただきましたので、判断するときはその行為責任、結果責任でなくて。

このような行為をやって、この人は、どのくらいの量刑が妥当なのかというのを評議の期間中は常に頭の中に置いて判断するようにしました。

#### ○裁判員等経験者 4

自分は、多分ここ10年以上これだけ集中したことはないんじゃないかなと思うくらい相当集中しました。それで、最後まで務めることができたのかなと思っています。あとは、何か難しいかなと思ったときには、被告人側であれ、被害者側であれ、自分の周りに大体同じような年齢の方とかがいらっしゃれば、その方たちに置き換えてみて、自分がこうだったらどうなんだろう、どうしてこういうことをしたんだろうとか、こういう被害を受けたらどう思うかっていうところを自分に置き換えてみて考えてみるようにしました。

#### ○裁判員等経験者 3

私は偏った視点にならないように常に気をつけて取り組んでいきました。周りの一緒に裁判員として選ばれた人たちの意見もそうですし、裁判官の説明とか、求められた意見とかもそうですし、そういったものを全部取り入れて、その上で自分の意見を考えるっていうことを心がけました。

#### ○裁判員等経験者 2

すごく単純なんですけど、ゼロベースを、第一にゼロベース、とにかくフラットに考えるということで、結構自分が感情型の人間なんで、まず情報を入れなくて、陳述なんかでもあったように、入ってきた情報を客観的にということをして第一に、本当にそれを念頭において、各意見、発言するようにずっと心がけていました。

#### ○裁判員等経験者 1

先ほども言わせていただいたんですけども、いろいろ情報が入ってくる中で、私の一つの考えも、一つの意見だっていうふうに自信を持ちながら、背伸びをせずに自分なりの意見を大事にしようということ、その視点から意見を言っていこうという、公平な立場です。それを大事にしていました。

#### ○司会者

ありがとうございます。

○記者（幹事社）

3つ目なんですけれども、先ほどもお話を上がっていたとは思いますが、量刑を判断するときというのは、ものすごくみなさん悩まれたと思うのですが、どのような考えで、どのように悩んで量刑を判断されていたのかというところをお聞きしたいと思います。

○裁判員等経験者1

量刑判断については、やはり、自分が今まで、これまで意識したことがありませんでしたので、先ほどたくさんお話をさせていただいていたグラフ等、あとは一番知っておられる裁判官の意見等を踏まえた上で、全員の意見を聞きながら決めたんですけれども。やはり、一番決める一つの手段になったのは、グラフは一つの方法として、とてもわかりやすかったかなというのがあります。

○裁判員等経験者2

最後の評議のときは時間がそれだけスケジュールいっぱい取ってあった分、そこで一番悩んだんですけれども、やっぱり自分の意見としては、しっかり一つは持っておかないといけない。ただ、それが、絶対正論なのかって言われたらそうではないので、そこで初めて、同じ裁判員の人々の意見を自分の意見にもつなぎ合わせていって、最後にはどうしたらいいんだっていうことを、常に考えていました。

○裁判員等経験者3

量刑を判断する際には、本当に正直すごく悩みました。先ほども言ったんですけれども、人の人生を左右することなので、悩んだんですけれども、一人だけじゃなかったっていうのが本当に心強かった点です。裁判員ってやっぱり、6人プラス補充裁判員の方もいらっしゃいますので、そこが自分の判断するとき悩んでいた部分を解消するところになったのかなと思います。

○裁判員等経験者7

裁判所のほうから過去の事件とか、懲役刑とかそういうのが示されて、それを判

断にして決めていったんですけれども、類似性があったとしても、まったく同じというわけじゃないんです。でも過去の事例はこれだけの刑を大体しています、このくらいですというのを示されて、その中で決めていったんですけれども、本当にこれが妥当なのかというのは、自分自身で自問自答しながら、みんなの意見を聞きながら参加させてもらったような感じです。本当にこれが、この刑が出た人がこれが本当なのか、というのは心の中にはありました。

#### ○裁判員等経験者 6

判断に際しては、みなさんおっしゃったようにグラフだったりとか、裁判官の方たちのこれまでの場合にはこういう場合がある。あとは懲役と実刑とそういうところの違いだったりとかというところを詳しく説明していただいたっていうところと、あとは自分の中で、今、そういうことと、今までの裁判の流れとかの中で、自分の中でしっかり決めていて、なぜ自分がそう思ったのかっていうのを発言できる根拠っていうのをしっかり持っているってことはまず思っていて、でも、みなさんおっしゃっていましたが、それが全てではないので他の方たちの意見を聞きながら、自分と違う意見もあるっていうところを確認しながら、裁判官たちが上手く進めてくださったっていうのはあるのかなと。みなさんの意見を出していただいて、議論をさせていただいた、評議をさせていただいたっていうところはあるので、多少悩みましたけれども、意見を出し合えたっていうところでは、裁判官の人たちが作ってくださった空気っていうところが一番大きいのかなというふうには思っています。

#### ○裁判員等経験者 5

判断で一番助かったのは、全国の判例。こういうときは何年だよというのが全国的に10年、グラフで残っていると、これが一番、一つの判断としては助かりました。と同時に、もしこの方が出てきて、また犯罪をやったら私たちが決めた年数っていうのが間違いじゃなかったのかというのが、常に頭の中に残りました。私たちがやった事件は、当日の午前中まで評議がかかりました。

#### ○裁判員等経験者 4

まず被告人の方に量刑を裁判所として言い渡していくわけですが、半年とか1年でも相当な、人間、人の一生の中では大きな重荷があると思いますし、長い期間であると思います。じゃあ、どれがふさわしいのかということで、全然わからないわけです。ただ、いろいろな事例があったり、協議していく中で重くしたほうがいい方向と、ここは減らしていったほうがいいんじゃないかという要因がたくさんあって、それをみなさんといろいろ協議していく中で積み上げて積み上げていった結論なので、相当悩みはしましたけれども、最終的には裁判官が判決を言い渡す様子を見たときはほんとに感激して、自分たちにできることはできたんだという形では終わったと思います。

#### ○司会者

では、次の質問をお願いします。

#### ○記者（幹事社）

あと2つですけれども、裁判員を経験されたみなさんの中にも殺人事件などの凶悪な犯罪を担当された方もいらっしゃると思いますが、みなさん御本人であったり、御家族など周りの方々が被告人から逆恨みされるんじゃないかという不安みたいなものを感じられる場面はあったのかということと、裁判員を経験する前と後、心境の変化であったり、生活などでの変化とか影響というのは今までにあったのかということをお聞きできればと思います。

#### ○司会者

いろいろニュースの見方などが変わったとか、そういう話は繰り返しいただきましたので、どちらかと言うと逆恨みの心配はなかったかということを中心に聞きたいというふうに承ってよろしいでしょうか。事件によっても、どのぐらいプレッシャーを感じたのかっていうのも違うかなという気もしますが、1番の方からでよろしいですか。

#### ○裁判員等経験者 1

やはり自分自身もそうですけれども、家族もそうですね。逆恨みされる可能性っていうのは、まったく考えなかったっていうのはうそになります。多少なりとも、しばらくした後に、自分たちに何かしらの害が来るのではないかというのは少しあります。今はそれほど、終わった直後に比べると全然ないですけど、刑を終えて出てきたとき等、何かあるのではないかというのは、やはり少しあります。

#### ○裁判員等経験者2

不安っていうのはないことはなかったんですけども、最初の裁判所側からも、先ほども似たようなことを言ったんですけどアフターケア関係、何かあったら裁判所まで連絡くださいっていう面の充実、そこで一気に不安は自分はなくなりました。家族のほうも、裁判所そこまでしてくれるんだっていうところで、家族自体も裁判所の見方が大分変わりましたね。そういうのでですね。だから、法で裁くっていうところだけではないなという、そういうところまでケアはしっかりしてくれるっていう面で、実際は何度も言っているんですけども、ほかのニュースに出てるようなことに関して、十分、極端に言えば興味なかったものが、極端に興味出るようになったっていう、そういう面ではすごく安心、不安になる面は最初はあったんですけども、最後は何もなかったです。

#### ○司会者

3番の方お願いします。

#### ○裁判員等経験者3

私はそこまで逆恨みのことは考えはしなかったんですけど、やっぱり、家族のほうが大丈夫なのっていうのがすごく最初は不安が強かったです。私としての意見で、やってみたいと言って、経験して終わった後に、こういうふうに、やっぱり言われたとおり、アフターケアしてくれるみたいよとかというふうに伝えれば、そうなんだねっていうふうに納得してくれているっていう部分はありました。

#### ○裁判員等経験者4

自分は被告人の方からだけでなく、被害者の方からも恨まれることがあり得

るのかなと、最初選任されたときに思いました。ただ、先ほどから言っているとおりの過程を慎重にみんなで出した結論ですので、これで恨まれるはずないよというふうに思うようになってきました。ちょっと冗談話になるかもしれませんが、あれをビデオに撮っておいて、それを見ていただければ、ちょっとここはどうだったのというところがあるにしても、恨むということは絶対にあり得ない状況の中での結論だと思います。

○司会者

5番の方をお願いします。

○裁判員等経験者5

逆恨み等の不安についてはありません。私はこの裁判所の中での裁判では、番号ですので、私の個人の名前とか情報は絶対出るはずはないと思っておりますので、その不安はありません。

○裁判員等経験者6

私自身逆恨みされる可能性があるんじゃないかっていうのはないですし、家族自身も裁判中も、裁判後も特に、何も言うことなく、普通の日常生活に戻っているところで、裁判官の方たちとか、裁判長ですね、特に矢面に立ってくださっているっていう印象がとても大きくて、何かあれば大丈夫ですよっていう、裁判所全体の守り方だったりとかっていうのがすごく伝わってきたので、そこに関してはまったく、可能性というのはい考えたこともないです。

○裁判員等経験者7

逆恨みとかそういうのを心配することはなかったんですけども、周りに事件のことを話すわけでもないんですが、地域性の事件ですから、近くにおる人やったら、この人もしかするとあの人とつながっているんじゃないかとか、そんなことを思ったりするときがあります。何かのきっかけで、この人とあの方は知り合いだったよっていうのが、本当なら出てくるかもしれないんだけど、事件のことを言っていないから、絶対わからないと思うんですけども、そのことは思ったりしたことはあり

ます。

○司会者

ありがとうございました。代表の方の質問は以上でよろしいでしょうか。そのほか個別で御質問があればお願いいたします。

○記者

今の司法制度上でみなさんが頑張ってお出された判決が、控訴されて、控訴審判決で内容が変わったり、まったく真逆の判決が出る可能性があるのが、現在の司法制度だと思いますが、そのあたりで、みなさん、すごく苦勞されて出された結論が変わってしまうということで複雑な思いがあったりするのかなと思います。みなさんの御担当されている裁判がどういう状況なのかちょっとわからないのですが、そういったことを考えられたことがある方がいらっしゃれば。みなさんでなくていいので、どなたかお気持ちをお聞かせ願えればと思います。

○司会者

全員でなくても構いませんか。

○記者

はい。

○司会者

裁判員裁判で出した判決が、控訴されたりして、高等裁判所で覆る可能性があるということについて何か御意見があればという御質問でした。いかがでしょうか。

○裁判員等経験者 2

正直言いますと、変わったんだったら、もう一回俺行かしてくれって思いますね。ただ、制度的にそうはいきませんので、ただ、もう見守るしかないんですけども、やっぱり正直悔しさっていうのは残りますよね、何かしら。ただ、自分は立場的にはそこからは何もできないので、岡崎裁判長お願いしますって心の中で祈りながらニュースを見る形になるんだと思います。

○裁判員等経験者 5



自分たちが出した判断はその時点では、絶対正しいというふうに思い込みます。だから、その後、高裁に行こうが、その上に行こうがそれはその段階での、その方たちの判断だから、それは自分たちのと別物というふうに私は割り切ります。

○裁判員等経験者6

今ある材料で、私たちが専門性のない中で、専門のある方と一緒に出したものっていうところでの自負はありますし、その上に、上告されたとかといった場合でも、新たな証拠が出てくればそこでまた、専門知識を持った方たちが新たに審査をしてくれればいいのかなどというふうには思っているのですが、特に何も心情的にはないかなと思っています。

○司会者

本日は貴重な御意見をたくさんいただきまして、本当にありがとうございました。本日のみなさまからいただきましたご意見を参考にさせていただきながら、今後とも法曹三者で、裁判員制度をよりよいものにしていきたいと思っております。

では、これで、意見交換会を終了させていただきます。ありがとうございました。